

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び排他的経済水域における海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
 (傍線の部分は改正部分)

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号)

改正案	現行
<p>(船内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出の規制)</p> <p>第二条 法第十条第二項第一号の政令で定める総トン数又は搭載人員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数又は最大搭載人員(最大搭載人員の定めのない船舶にあつては、これに相当する搭載人員。以下同じ。)とする。</p> <p>一 国際航海に従事する船舶 四百トン又は十六人(別表第一の四に掲げる南極海域(次号において単に「南極海域」という。)にある船舶にあつては、四百トン又は十一人)</p> <p>二 国際航海に従事しない船舶 百人(南極海域にある船舶にあつては、十一人)</p> <p>第三条 法第十条第二項第一号の政令で定めるふん尿等は、別表</p>	<p>(船内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出の規制)</p> <p>第二条 法第十条第二項第一号の政令で定める搭載人員は、最大搭載人員(最大搭載人員の定めのない船舶にあつては、これに相当する搭載人員)百人(別表第一の四に掲げる南極海域にあつては、十一人)とする。</p> <p>第三条 法第十条第二項第一号の政令で定めるふん尿等は、別表</p>

第二上欄に掲げるふん尿等とする。

2 法第十条第二項第一号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第二上欄に掲げる船舶及びふん尿等の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、公用に供する潜水船であつてその構造上当該船舶について同項の基準を適用することが困難であると認めて国土交通大臣が指定するものからのふん尿等については、海面下に排出することができる。

4 前二項の基準に従つてする排出は、できる限り、海岸から離れて少量ずつ行い、かつ、当該ふん尿等が速やかに海中において拡散するように必要な措置を講じて行うよう努めなければならない。

(船舶発生廃棄物)

第九条の二 法第十条の三第一項の政令で定める廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。

一・二 (略)

別表第二(第二条関係)

一 南極海域以外における排出

第二上欄に掲げるふん尿等とする。

2 法第十条第二項第一号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第二上欄に掲げるふん尿等の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

3 別表第二上欄に掲げるふん尿等の同表下欄に掲げる排出方法に関する基準に従つてする排出は、できる限り、海岸から離れて少量ずつ行い、かつ、当該ふん尿等が速やかに海中において拡散するように必要な措置を講じて行うよう努めなければならない。

(船舶発生廃棄物)

第九条の二 法第十条の二第一項の政令で定める廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。

一・二 (略)

別表第二(第三条関係)

<p>船舶及びふん尿等の区分</p> <p>一 国際航海に従事する船舶（総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十六人以上のものに限る。次号並びに第二号の表第一号及び第二号において同じ。）から排出されるふん尿又は船舶内にある診療室その他の医療が行われる設備内において生ずる汚水（以下単に「汚水」という。）であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通</p>	<p>排出海域に関する基準</p>	<p>すべての国の領海の基線からその外側十海里の線を超える海域</p> <p>イ 海面下に排出すること。</p> <p>ロ 当該船舶の航行中（対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること。</p>
---	-------------------	--

<p>ふん尿等の区分</p> <p>一 ふん尿（国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するふん尿処理装置により処理されたものを除く。）</p> <p>南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域及び南極海域以外の海域（特定沿岸海域を除く。）</p>	<p>排出海域に関する基準</p> <p>特定沿岸海域</p>	<p>排出方法に関する基準</p> <p>イ 粉碎して排出すること。</p> <p>ロ 海面下に排出すること。</p> <p>ハ 当該船舶の航行中（対水速度三ノット以上の速度で航行する場合をいう。以下同じ。）に排出すること。</p> <p>排出方法は、限定しない。</p>
--	---------------------------------	--

<p>二 国際航海に従事する船舶から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理されたものを除く。）</p>	<p>省令で定める装置（次号並びに第二号の表第一号及び第二号において「ふん尿等排出防止装置」という。）により処理されていないもの</p>
<p>特定沿岸海域</p>	<p>すべての国の領海の基線からその外側三海里の線を超える海域</p>
<p>イ 粉碎して排出</p>	<p>前号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。</p>
<p>二 船舶内にあ る診療室その 他の医療が行 われる設備内 において生ず る汚水（国土 交通大臣が定 める技術上の 基準に適合す る汚水処理装 置により処理 されたものを 除く。）</p>	<p>南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域及び南極海域以外の海域</p>
<p>排出方法は、限定しない。</p>	<p>排出方法は、限定しない。</p>

船舶及びふん尿等の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準	<p>い船舶（最大搭載人員百人以上のものに限る。）から排出されるふん尿であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置により処理されていないもの</p>	<p>特定沿岸海域以外の海域</p>	<p>排出方法は、限定しない。</p>	<p>すること。</p> <p>ロ 海面下に排出すること。</p> <p>ハ 当該船舶の航行中（対水速度三ノット以上の速度で航行する場合をいう。別表第三において同じ。）に排出すること。</p>
<p>二 南極海域における排出</p>						

]

<p>一 国際航海に従事する船舶から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されていないもの</p>	<p>南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域</p>	<p>イ 海面下に排出すること。 ロ 当該船舶の航行中（対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること。</p>
<p>二 国際航海に従事する船舶から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理されたものを除く。）</p>	<p>南極海域のうち領海の基線からその外側三海里の線を超える海域</p>	<p>前号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。</p>

<p>三 前二号に掲げる船舶以外の船舶（最大搭載人員十一人未満のものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置により処理されていないもの</p>	<p>南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域</p>	<p>排出方法は、限定しない。</p>
---	---------------------------------------	---------------------

備考

一 この表において「南極海域」とは、別表第一の四に掲げる南極海域をいう。

二 この表において「特定沿岸海域」とは、次に掲げる海域をいう。

イ 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の

区域

備考

一 この表において「特定沿岸海域」とは、次に掲げる海域をいう。

イ 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の

区域

ロ 海図に記載されている海岸の低潮線（港則法に基づく港にあつては、その境界）から一万メートル以内の海域

- ロ 海図に記載されている海岸の低潮線（港則法に基づく港にあつては、その境界）から一万メートル以内の海域
- ハ 愛知県伊良湖岬灯台から三重県大王崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
- 二 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島灯台を経て蒲生田岬灯台まで引いた線、山口県網代鼻から福岡県八幡岬まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

別表第三（第七条関係）

廃棄物	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一〜八（略）	（略）	（略）

備考

- 一〜四（略）
- 五 この表において「E海域」とは、次に掲げる海域以外の海域をいう。
- イ 別表第二備考第二号に規定する特定沿岸海域

- ハ 愛知県伊良湖岬灯台から三重県大王崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
- 二 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島灯台を経て蒲生田岬灯台まで引いた線、山口県網代鼻から福岡県八幡岬まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
- 二 この表において「南極海域」とは、別表第一の四に掲げる南極海域をいう。

別表第三（第七条関係）

廃棄物	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一〜八（略）	（略）	（略）

備考

- 一〜四（略）
- 五 この表において「E海域」とは、次に掲げる海域以外の海域をいう。
- イ 別表第二備考第一号に規定する特定沿岸海域



口 (略)

六 (略)

別表第四(第十三条関係)

油等	焼却海域に関する基準	焼却方法に関する基準
一〇八 (略)	(略)	(略)

備考

一〇三 (略)

四 この表において「特定沿岸海域」とは、別表第二備考第二号に規定する特定沿岸海域をいう。

五 (略)

口 (略)

六 (略)

別表第四(第十三条関係)

油等	焼却海域に関する基準	焼却方法に関する基準
一〇八 (略)	(略)	(略)

備考

一〇三 (略)

四 この表において「特定沿岸海域」とは、別表第二備考一  
号に規定する特定沿岸海域をいう。

五 (略)

排他的経済水域における海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令（平成八年政令第二百号）

改正案	現行
<p>（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の適用関係）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 特定外国船舶（国際航海に従事する船舶を除く。）からの廃棄物の排出についての法第十条第二項の規定の適用については、同項第一号中「排出（総トン数又は搭載人員の規模が政令で定める総トン数又は搭載人員以上の船舶からの政令で定めるふん尿等の排出にあつては、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてする排出に限る。）」とあるのは、「排出」とする。</p> <p>5（略）</p>	<p>（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の適用関係）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 特定外国船舶からの廃棄物の排出についての法第十条第二項の規定の適用については、同項第一号中「排出（総トン数又は搭載人員の規模が政令で定める総トン数又は搭載人員以上の船舶からの政令で定めるふん尿等の排出にあつては、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてする排出に限る。）」とあるのは、「排出」とする。</p> <p>5（略）</p>